

平成 25 年度国土交通省調達改善計画

平成 25 年 5 月 15 日

平成 25 年度国土交通省調達改善計画

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

このため、国土交通省においては、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）に基づき、平成 24 年度に引き続き、調達コストの縮減や調達対象の品質確保などの観点から調達改善を図ることとし、その具体的な取組内容や目標を定める「調達改善計画」を以下のとおり定めることとする。

1. 国土交通省の調達の現状

(1) 国土交通省の調達の全体像

- ・ 国土交通省全体の調達件数は、約 17 万件、調達金額は、約 2.5 兆円。
 - 「公共工事等」は、調達件数の約 2 割、調達金額の約 8 割。
 - 「物品役務等」は、調達件数の約 8 割、調達金額の約 2 割。

平成23年度実績		公共工事等		物品役務等		合計	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
競争性のある契約	一般競争	14,035	17,467	13,134	1,967	27,169	19,434
	指名競争	9,146	1,664	85	5	9,231	1,669
	競争性のある随意契約	3,573	854	2,196	583	5,769	1,437
	小計	26,754 (96.9%)	19,985 (96.1%)	15,415 (76.4%)	2,555 (73.3%)	42,169 (88.2%)	22,540 (92.9%)
競争性のない随意契約		860 (3.1%)	803 (3.9%)	4,769 (23.6%)	931 (26.7%)	5,629 (11.8%)	1,735 (7.1%)
小計		27,614 (100.0%)	20,788 (100.0%)	20,184 (100.0%)	3,486 (100.0%)	47,798 (100.0%)	24,275 (100.0%)
少額随意契約		8,220	46	111,664	249	119,884	295
合計		35,834 【21.4%】	20,835 【84.8%】	131,848 【78.6%】	3,735 【15.2%】	167,682 【100.0%】	24,570 【100.0%】

注1) 上記データは、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財務大臣通知）に基づき、財務省が契約統計を策定するに当たり国土交通省が財務省に提出しているデータ（少額随意契約は対象外）と、別途、国土交通省が調査した少額随意契約のデータをもとに作成。

注2) 「公共工事等」には、公共工事に係る調査・設計業務など、公共工事以外も含まれる。

注3) 「競争性のある随意契約」、「競争性のない随意契約」には、少額随意契約は含まない。

注4) 競争性のある随意契約は、不落・不調随意契約並びに企画競争及び公募を実施した随意契約競争性のない随意契約は、上記以外の随意契約

(2) 「競争性のない随意契約」の状況及びその特徴

- ・ 「競争性のない随意契約」の件数及び契約金額は、平成18年度から概ね減少傾向にある。
- ・ 平成23年度については、東日本大震災に対応するための緊急随意契約等により、「競争性のない随意契約」の件数及び金額がともに増加。

(単位: 件数、%、億円)

	競争性のない随意契約				契約全体	
	件数	割合	金額	割合	件数	金額
平成18年度	17,478	27.0%	5,135	17.24%	64,705	29,787
平成19年度	10,840	17.6%	3,153	10.17%	61,646	30,992
平成20年度	8,229	14.4%	2,639	8.52%	57,117	30,957
平成21年度	6,542	11.4%	1,837	5.98%	57,242	30,739
平成22年度	5,604	11.8%	1,308	5.88%	47,393	22,253
平成23年度	5,629	11.8%	1,735	7.15%	47,798	24,275

注: 少額随意契約は除き、秘密随意契約及び長期継続契約を含む。

(3) 「一者応札」の状況及びその特徴

- ・ 一者応札については、件数は平成21年度以降減少傾向にあるが、総件数に占める割合はほぼ横ばい状態にある。

(単位: 件数、%)

	一者応札実績		一般競争+指名競争 総件数
	件数	割合	
平成19年度	8,967	22.8%	39,329
平成20年度	8,943	23.6%	37,870
平成21年度	9,741	23.7%	41,094
平成22年度	8,377	23.0%	36,384
平成23年度	8,352	22.9%	36,400

2. 重点的に調達改善に取り組む分野

平成25年度国土交通省調達改善計画においては、「平成25年度調達改善計画の策定要領」(平成25年4月11日内閣官房行政改革推進本部事務局)において各府省等共通分野として掲げられている、(1)随意契約、一者応札となっている調達、及び(2)庁費関係のうち、汎用的な物品、役務の調達について、重点的に取り組むとともに、国土交通省の調達金額の約8割を占める、(3)公共工事の調達についても重点的に取り組むこととする。

3. 調達改善の取組内容及び目標

(1) 随意契約、一者応札となっている調達

① 随意契約の見直し

競争性のない随意契約は、概ね減少傾向を示しているところであるが、より一層の競争性及び透明性の確保を図る観点から、競争性のある契約への移行を推進する必要がある。

平成 24 年度の調達改善計画においては、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、各部局において、契約手続に入る前に、競争性のある契約へ移行できないかを改めて検討し、移行できない理由の整理を行った。その上で、競争性のない随意契約を締結したものについて、次年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの、次年度以降に競争性のある契約に移行予定のものに区分し、それぞれの理由を整理した。

これらの取組により、平成 24 年度に締結した「競争性のない随意契約」は、（東日本大震災による影響を考慮する必要があるものの、）件数ベースで前年度比約 43%の縮減（3,726 件→2,114 件）となった。また、2,114 件のうち、約 4 分の 1 にあたる 502 件が次年度以降競争性のある契約に移行予定となり、競争性のない随意契約の削減に相当の効果があったと考えられる。このため、平成 25 年度においても、引き続き同様の取組を行うこととし、透明性を確保するためホームページにおいて効果的に公表する。

② 一者応札の見直し

一者応札については、地理的要因や、企業側の理由（業務量の多寡、技術力等）によりやむを得ず発生してしまうものも一定程度あると考えられるが、発注者側の理由による部分もあると考えられることから、引き続き競争参加者を増加させるための環境改善に取り組む必要がある。

平成 24 年度調達改善計画においては、平成 22 年度、平成 23 年度に続けて一者応札であった調達案件について、契約手続開始前に一者応札を解消する改善措置の検討・実施を行うとともに（事前検証）、契約手続終了後に改善措置の効果や更なる改善の余地について検証（事後検証）を行った。

（参考：事前検証項目及び事後検証項目）

■ 事前検証項目	■ 事後検証項目
1) 発注条件等について <ul style="list-style-type: none">競争参加資格の見直し仕様の見直し・明確化発注単位の見直し	1) 見直しによる効果 <ul style="list-style-type: none">見直しにより競争性が向上したか引き続き一者応札となった場合は改善の余地はないか
2) 競争参加者の確保 <ul style="list-style-type: none">準備期間の確保参入可能者の把握調達情報の周知徹底業務内容の理解促進	2) 成果の達成の程度 <ul style="list-style-type: none">費用に見合う成果が得られたか質を落とさずに、費用を節減できたか

平成 24 年度上半期においては、上記の取組等により該当案件 495 件のうち約 13%に当たる 65 件の一者応札が解消することとなり、そのうち「参入可能者の把握」を行った案件の解消率が高いことから、一者応札の解消に向けた有効な手段として、平成 24 年 11 月 12 日に各部局に対し「参入可能者の把握」を行い、参入可能者の競争を制限するような条件仕様になっていないか等を精査することについて、積極的に行うよう周知を行った。また、事後検証の分析からは、応札者数が多いほど、落札率が下がる傾向も認められた。

さらに、下半期を含めた平成 24 年度通年においても、該当 747 案件のうち約 12%に当たる 87 件の一者応札が解消するとともに、改めて、「参入可能者の把握」が一者応札の解消に有意である等の結論が得られた。

このため、平成 25 年度においては、平成 24 年度の取組の成果を活用しつつ全ての競争契約の競争性を高めるため、契約手続き前に事前検証項目の措置、特に「参入可能者の把握」を通じた条件仕様の精査の実施に可能な限り努めるよう調達部局に改めて周知することとする。その上で、調達規模の大きい分野を重点的に改善する観点から、各調達部局において、結果として一者応札になった案件のうち、契約金額が高額なものについて、一者応札となった原因の詳細な分析を行うこととし、その分析結果について、透明性を確保するためホームページにおいて効果的に公表することとする。

また、各調達部局による分析結果を取りまとめ、更なる競争環境改善への取組を推進する。

③ 内部監査の実施

平成 24 年度の調達改善計画においては、「競争性のない随意契約」及び「少額随意契約」を内部監査の対象とすることとし、平成 24 年度会計監査実施計画に重点監査項目と位置付け、それぞれ 162 件、368 件の監査を行った。(参考：内部監査を実施した部局 (別紙))

平成 25 年度においては、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、当該措置について各調達部局に周知し、各調達部局における改善を促進する。

④ 公正入札調査会議の活用

国土交通本省の調達案件(物品・役務)について、外部有識者からなる「公正入札調査会議(随意契約小グループ)」を設置し、抽出された個別の案件について、①契約の適正性の審査、②企画競争を行った契約のうち一者応札となったものに係る改善策の検討等の取組を行っているところであるが、平成 25 年度においても引き続き継続する。

【目標】

- 随意契約については、平成 24 年度の競争性のない随意契約についての契約件数・金額を整理した上で、随意契約理由の合規性を確保するとともに、契約に占める割合の低減を目指す。
- 一者応札の見直しについては、平成 24 年度の一者応札となった契約件数を整理した上で、競争入札契約に占める割合の低減を目指す。

(2) 庁費関係のうち、汎用的な物品、役務の調達

規模の経済性による調達コスト縮減のみならず、職員のコスト意識醸成等の観点も踏まえ、国土交通省における庁費関係の調達の見直しとして、以下の取組を実施する。

① 共同調達の拡大

平成 24 年度は、警察庁及び総務省とともに 6 件の共同調達を実施したところ。平成 25 年度については、国土交通本省において、以下の品目等について共同調達の実施を目指す。

- 事務用消耗品の購入
- 清掃用消耗品の購入
- O A 機器用消耗品の購入
- 色紙類の購入
- 速記の請負業務
- クリーニングの請負業務
- 備蓄食料の調達
- トイレットペーパーの調達

また、地方支分部局等においても、共同調達を実施することとし、一部の未実施の地方支分部局等においては、配送コスト等の費用対効果を含め実施の適否を検討し、必要な対応を行うこととする。

【目標】

本省における共同調達件数を平成 24 年度の 6 件から拡大するとともに、少なくとも 1 以上の地方支分部局等において実施する。

② 国土交通省における雑誌、定期刊行物、新聞等の購入部数の縮減について引き続き継続する。

【目標】

平成 24 年度の購入部数実績から削減する。

③ 国土交通本省で使用するコピー経費等の印刷について、引き続き、白黒両面印刷を奨励することに加え、コストの見える化、各部局における節減目標の設定等の取組を推進することにより、より一層のコスト縮減を図る。

【目標】

平成 24 年度の調達費用から削減する。

- ④ 特に汎用的な物品、役務の調達等において、会計法で予定価格が少額の場合に随意契約が可能とされている場合にあっても、競争性を向上させる観点から事務負担、地域性等に配慮しつつ、一般競争等の契約方式によることについて積極的に推進する。

【目標】

少額随意契約が可能であっても一般競争入札等を実施することにより、競争性を向上させることが可能か検討し、できる限り実施する。

(3) 公共工事の調達

公共工事の調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札の導入を図る一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となる中、平成 17 年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の公布・施行を踏まえ、公共工事の品質確保を促進するために総合評価落札方式の適用を拡大してきた。現在では、ほぼすべての工事で、一般競争入札・総合評価落札方式を適用している。

(参考)平成23年度の国土交通省の工事の契約件数及び金額

(単位:件数、%、億円)

23年度 実績	工事全体 (割合は、下の合計に占める割合)				うち総合評価 (割合は、左の工事全体に占める割合)				
	件数		金額		件数		金額		
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	
競争 入 札	一般競争	11,581	68%	17,040	96%	11,082	96%	16,994	100%
	指名競争	141	1%	141	1%	25	18%	41	29%
	小計	11,722	69%	17,181	96%	11,107	95%	17,035	99%
随意契約		5,322	31%	648	4%	—	—	—	—
合計		17,044	100%	17,829	100%	—	—	—	—

注1) 上記データは、「国土交通省直轄工事等契約関係資料(平成24年度版)」をもとに作成。

注2) PFI事業を除く。

総合評価落札方式の活用・改善などを図るため、外部有識者による「総合評価方式の活用・改善策等による品質確保に関する懇談会」等の議論を踏まえ、引き続き改善に努める。

特に、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担増大などが課題となっていることから、平成 24 年度に、施工能力を評価するタイプと技術提案を評価するタイプに二極化するなどの総合評価落札方式の改善案を試行してきたところであるが、平成 25 年度からは本格運用を行う。

【目標】

全地方整備局において、二極化などを踏まえた新たな総合評価落札方式の本格運用を開始する。

(4) その他の調達の見直し

- ① 国土交通本省等において、引き続き、旅費業務に係るパック商品、チケットの手配等のアウトソーシングを実施する。

【目標】

平成 24 年度に引き続き取り組む。

- ② 業務命令による外出（旅行行程 100 km未満）における鉄軌道及びバスの乗車券の支払について、平成 24 年度より国土交通本省においても IC カード乗車券を導入するなど、精算事務の簡略化等を図っているところであるが、引き続き取組を進める。

【目標】

平成 24 年度に引き続き取り組む。

- ③ 部局別の消耗品のデータベースの整備等を通じて消耗品の集中管理を図り、効率的な活用を図る。

【目標】

必要に応じて改善しつつ、平成 24 年度に引き続き取り組む。

- ④ タクシーチケットの利用停止及びタクシー利用料の立替え払いの試行について、職員のコスト意識の醸成に寄与し、タクシー経費の削減に効果的であることから、過度に職員への負担を招くことのないよう注視しつつ、本省において引き続き継続する。

【目標】

取組み開始（平成 20 年 6 月）以前のタクシー代支出額水準から引き続き削減する。

（参考：国土交通省本省タクシー代支出額（括弧内は 19 年度からの変化率））

年度	19	20	21	22	23
支出額（億円）	12.7	4.0 (▲69%)	3.0 (▲76%)	3.8 (▲70%)	4.2 (▲67%)

- ⑤ 車両管理業務について、これまでも、品質確保の観点から総合評価落札方式の試行を進めてきたところであるが、導入部局の拡大や総合評価の配点の改

善を進める。

【目標】

総合評価落札方式による車両管理業務の契約数を平成 24 年度に比べ増加させる。

- ⑥ MPS（マネージド・プリント・サービス）業務（プリンタ、コピー機、FAX等の出力機器の集約化）について、出力環境の最適化とコスト縮減の両立を確保する観点から、総合評価落札方式の導入を図る。

【目標】

総合評価落札方式によるMPS業務の契約数を平成 24 年度に比べ増加させる。

- ⑦ 官庁営繕事業に係るエレベーター工事における一者応札の見直し等

【目標】

エレベーター工事について、競争性を高めるため、現場代理人の常駐義務の緩和についての他の公共発注機関への周知・普及等、入札に参加しやすくする方策を実施するとともに、予定価格設定の信頼性を高めるため、他の公共発注機関との落札価格等の情報共有・活用等の取組を実施する。

- ⑧ 人事評価において、必要性の低い事業を廃止するなどコスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が職員の担当分野において可能な場合、業績目標の設定を行うとともに、目標以外も含めたコスト意識や業務改善に向けて取られた行動については、能力評価・業績評価双方において、適切な評価を実施する。

【目標】

平成 24 年度に引き続き取り組む。

4. 調達改善計画の推進体制等

(1) 調達改善推進チーム

- 本計画の推進・自己評価等を行うため、調達改善推進チームを設置する。調達改善推進チームは、統括責任者、副統括責任者及びメンバーをもって組織することとし、統括責任者は大臣官房長、副統括責任者は大臣官房会計課長及び大臣官房参事官（会計担当）とする。メンバーは以下のとおりとする。

統括責任者 : 大臣官房長
副統括責任者 : 大臣官房会計課長、大臣官房参事官（会計担当）
メンバー : 大臣官房会計課契約制度管理室長
大臣官房会計課課長補佐（法規担当）
大臣官房会計課契約制度管理室専門官
大臣官房会計課調査係長
大臣官房会計課契約制度管理室契約制度管理係長
大臣官房会計課契約制度管理室政府調達係長

- 調達改善推進チームは、発注関係部局との連携の下、調達改善計画の策定及び進捗把握・管理を行うとともに、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に本計画の実施状況等について自己評価を行う。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させるものとする。

なお、実施状況の把握等を通じて、必要な場合には、調達改善計画の改定を行い公表するものとする。

(2) 外部有識者の関与

調達改善推進チームは、調達改善計画の策定並びに上半期終了後及び年度終了後の自己評価の結果について、外部有識者から意見を求めるものとする。

(注) この平成 25 年度調達改善計画は、外部有識者による意見を求める前のものであり、外部有識者からの意見によっては変更の可能性がある。

平成24年度に内部監査を実施した部局

内部部局等	九州地方整備局(港湾空港)(本局)
大臣官房会計課	九州地方整備局唐津港湾事務所
大臣官房官庁営繕部	九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所
総合政策局	九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所
国土政策局	九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所
土地・建設産業局	九州地方整備局志布志港湾事務所
都市局	北海道開発局(本局)
水管理・国土保全局	北海道開発局稚内開発建設部
水管理・国土保全局水資源部	関東運輸局(本局)
道路局	中部運輸局(本局)
住宅局	近畿運輸局(本局)
自動車局	中国運輸局(本局)
港湾局	中国運輸局島根運輸支局
航空局	四国運輸局(本局)
北海道局	四国運輸局徳島運輸支局
施設等機関	九州運輸局(本局)
国土技術政策総合研究所(つくば)	九州運輸局熊本運輸支局
国土技術政策総合研究所(横須賀)	東京航空局
国土交通大学校	札幌航空交通管制部
航空保安大学校	東京航空交通管制部
航空保安大学校岩沼研修センター	技術管理センター
特別の機関	那覇航空交通管制部
国土地理院	沖縄総合事務局石垣港湾事務所
海難審判所	沖縄総合事務局沖縄陸運事務所
地方支分部局	外局
関東地方整備局(本局)	観光庁
関東地方整備局下館河川事務所	気象庁(本庁)
関東地方整備局宇都宮営繕事務所	気象衛星センター
北陸地方整備局(本局)	高層気象台
北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所	地磁気観測所
北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所	気象大学校
北陸地方整備局敦賀港湾事務所	札幌管区気象台
中部地方整備局(本局)	大阪管区気象台
中部地方整備局北勢国道事務所	福岡管区気象台
中部地方整備局四日市港湾事務所	運輸安全委員会
近畿地方整備局(本局)	海上保安庁(本庁)
近畿地方整備局紀の川ダム統管理事務所	第二管区海上保安本部
近畿地方整備局(港湾空港)本局	第二管区海上保安本部宮城海上保安部
中国地方整備局(本局)	第三管区海上保安本部
中国地方整備局出雲河川事務所	第三管区海上保安本部横浜海上保安部
中国地方整備局(港湾空港)(本局)	第四管区海上保安本部
中国地方整備局境港湾・空港整備事務所	第四管区海上保安本部名古屋海上保安部
四国地方整備局(本局)	第五管区海上保安本部
四国地方整備局那賀川河川事務所	第五管区海上保安本部神戸海上保安部
四国地方整備局(港湾空港)(本局)	第九管区海上保安本部
四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所	第九管区海上保安本部新潟海上保安部
九州地方整備局(本局)	第十管区海上保安本部
九州地方整備局大分河川国道事務所	第十管区海上保安本部鹿児島海上保安部